

令和4年度予算概算要求に向けた 中小企業者及び中小企業組合等に関する要望

令和 3 年 7 月
全国中小企業団体中央会
会長 森 洋

以下の各項目について新年度予算の概算要求等に反映し、依然厳しい経営環境下にある多くの中小企業・小規模事業者及び中小企業組合等への対策を的確かつ確実に実行されたい。

1. 中小企業・小規模事業者の事業環境の整備

- 中小企業・小規模事業者に迅速な資金供給を行うことができるよう、商工中金や日本政策金融公庫等の政府系金融機関とコミットメントラインの締結（融資枠設定）を含め、中小企業・小規模事業者のセーフティネット支援策の強化を図ること。
- 経済的苦境に立たされている業種（サービス業、飲食業、商店街（個店を含む）、旅館・ホテル業、トラック、タクシー、イベント等、左記のサプライチェーン業種を含む）が短期のV字回復をすることは難しいことから、新たな国内需要・消費喚起支援策として支援金制度や無利子融資制度等の複数年にわたる措置を講じること。
- 多様な事業再構築ニーズに対応するため、特別枠の追加措置、要件の緩和、対象範囲の拡大を講じるなど、「事業再構築補助金」を弾力的に運用すること。
- ネット取引を行う中小企業者が、なりすまし行為の警戒感を払拭し、安心して契約の電子化に取り組めるよう、電子署名、発行元証明及びタイムスタンプを行うサービス事業者に対する法整備を行い、サービス事業者に対する「認定機関」を国又は民間機関において創設すること。また、サービス事業者の経営破たん等によりサービスが中止された場合の電子契約の保全措置を制度化すること。
- 雇用調整助成金の特例措置の再三にわたる延長や産業雇用安定助成金の創設は、企業の事業継続と雇用維持にとって非常に意義のあるものだが、一方で、もはや保険制度たる雇用保険の財政だけで対応できるものでは到底なく、予備費のみならず一般会計を雇用保険財源へ充当すること。また、保険料率引上げは避けること。

2. 組合等を通じた中小企業等の経営基盤の強化、成長の促進

2-1 デジタル化による生産性向上の促進

- 中小企業経営者のデジタル化意識向上の一助とするためにも、中小企業に先駆けて導入されるバーチャルオンリー型組合総会・理事会を万全に開催できるよう、中小企業組合のデジタル環境の整備措置を講じること。

- デジタル化による生産性向上の実現を図るため、中小企業組合等課題対応支援事業において、社会要請が高いテーマには特別枠を設置し、デジタル化人材の育成事業やレガシーシステムの改修事業の実施等の補助対象事業・経費の拡大、補助下限額の引下げ、売上減少組合等への高補助率措置などを講じること。
- マーケティング、販売促進、生産性の向上、技術開発、人材育成のソリューションツールとして中小企業組合が組合員企業に提供できるアプリケーションやコンテンツを有する組合向け支援プラットフォームの構築と導入支援の予算措置を講じること。
- 組合の面的機能を活用し、中小企業のデジタル化の底上げを図るため、デジタル化応援隊の業界団体版として、中小企業団体中央会に「デジタル化サポートセンター」を設置し、相談員を配置すること。
また、非常時においても遠隔地から十分な相談機能を発揮できるよう、データ通信用端末などの装備やサテライト設備の導入予算措置を講じること。
- デジタルを活用した推進策として、地域や業種をまたいで複数の組合等が連携したDXの取組みを実施するための運営主体（コンソーシアム）の組成及び事業活動に対して必要な環境整備を図ること（地域間・業種間DX化補助金の創設）。
- デジタルの活用によってキャッシュフローを見える化し、事業者が正確な財務諸表が作成しやすくすることが重要であるため、汎用のクラウド型会計ソフトの無償提供とともに、「中小企業の会計に関する基本要領」や経営指標（ローカルベンチマーク）の活用について普及・啓発を図るセミナーを実施する支援（委託事業）を講じること。

2-2 事業承継・経営資源集約化

- 地域の雇用や産業基盤を守るためにも、ノウハウ・技術の移転や経営資源の集約化・共同化を通じ、組合を受け皿として活用した支援策を積極的に講じること。
 - ・組合員企業の事業承継の受け皿支援をするための組合事業の適用範囲の拡大（承継先を探すための一時的預かり活用、組合と組合員企業の共同出資による子会社化）
 - ・組合員企業の事業承継・引継ぎ目的特化型組合の設立促進等の各種支援の実施（短期プロジェクト実現型認定組合制度の導入を含む）
 - ・事業承継等（事業協同組合、企業組合又は協業組合の設立）に係る「経営力向上計画」における既存認定制度の改善と税制・金融支援（共同施設取得等の税減免、金利優遇）の追加
- 事業承継に継続的に安心して取り組むため、長期にフォローアップ支援を受けられる専門家コンサルタントの契約費用の補助制度を講じること。

2-3 事業継続力強化、地域産業の強靱化対策

- 組合又は組合員有志の取組みによって「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた場合には各種優遇措置を追加すること。
 - ・認定計画に基づき導入した防災・減災設備等に対する損害保険料の補助制度の創設
 - ・商工中金、日本政策金融公庫等の政府系金融機関と連携した災害対応型コミットメントライン（BCP対策の融資枠設定）の締結

- 官公需適格組合等が、緊急災害時に迅速に地域における応急措置を行うための「連携事業継続力強化計画」を認定取得している場合、又は、行政との災害協定を締結している場合には、競争入札参加資格要件における格付優遇や優先発注・少額随意契約等への配慮を行うこと。
- 非常時における「連携事業継続力強化計画」の実効性を担保するためにも、サプライチェーンや地域連帯による中核企業・中堅企業・中小企業・組合の各種主体によって組成された枠組み（コンソーシアム等）が平時の訓練やISO等の基準取得するための諸活動を行うための予算措置を講じること。
- 地域や産業の強靱化に向けて既存の各種防災・減災制度との有機的な連携が必要であるため、過去に中小企業組合が策定したBCP（都道府県が定める簡易版を含む）や取得したレジリエンス認証について「連携事業継続力強化計画」へのみなし認定ができる制度を導入すること。
- 緊急災害時の地域の帰宅困難者対策拠点や防災拠点として、団地組合や共同店舗組合などが組合共同施設等を活用するための避難所の整備、生活物資・燃料の備蓄に対するランニングコストを含む必要な資金等に対する助成支援を行うこと。

2-4 中小企業組合等の設立・運営支援

- 多様な環境変化やニーズの中で特性や機能を十分に発揮できるよう、中小企業組合制度の弾力的な運用改善を行うこと。
 - ・設立ニーズの早期実現のための創立総会の公告期間の短縮
 - ・地域課題の解決や生産性向上を図るための員外利用制限の条件的緩和
 - ・新しい環境変化やニーズに即応するための定款変更手続きの柔軟化
 - ・多様な働き方ニーズに対応するための企業組合における従事概念の拡大
 - ・共済協同組合における法人組合員に所属する役員・使用人に対する制度利用者の範囲拡大
- 「特定地域づくり事業協同組合」設立・運営に係る各種対策を講じること。
 - ・立上げ期の財産基礎支援措置に係る税負担の軽減（非課税措置又は繰越措置）
 - ・届出制を考慮した労働者派遣法に関する負担軽減（認定申請書類の簡素化、派遣元責任者の選任要件の緩和、労働者派遣禁止業務である造林作業の地ごしらえ・植栽業務の緩和）
 - ・組合職員（マルチワーカー）確保のための支援拡充（採用募集広告費、首都圏募集支援センターの設置又は委託に関する経費）
 - ・社会保険労務士をはじめ、地域の専門家人材の不足を補完するための助成措置
 - ・中央会等運営支援機関への関係団体負担金の運営費対象の追加
- 地域中小企業の多様な連携ニーズに応えるため、事業協同組合等の中小企業組合、一般社団法人や、ゆるやかな連携による組織化の取組みに対して、中小企業団体中央会がさらに十分な支援を実施できるよう、能力向上に資する人材育成や専門人材確保の予算を拡充すること。